

消費税増税に備えて中小企業が行う対策 ③ =最終回=

教えて、先生!



税務・会計の
集中ゼミナール

●今回の先生／
税理士の黒川明氏(写真左)・小野寺聰嗣氏(写真右)



前回は、「経過措置に対する実務対応」として、経過措置に対する実務対応の一部を記載しましたが、引き続き残りの部分と、「会計システム、レジスター等に対する実務対応」という内容で解説したいと思います。

資産の貸し付の
税率等に関する
経過措置

平成8年10月1日から指定日(平成25年10月1日)の前日までの間に締結した資産の貸し付けの契約に基づいて、施行日前から引き続き資産の貸し付けを行っている場合、契約の内容が次の「①か②」あるいは「①か③」の要件に該当する際、施行日以後に行う資産の貸し付けについては旧税率が適用されます。

① 経過措置は適用されません。
② 契約に係る資産の貸付期間およびその期間中の対価の額が定められていること。
③ 事業者が事情の変更その他の理由により対価の額の変更を求めることができる旨の定めがないこと。
④ 契約期間中に当事者の一方または双方がいつでも解約の申入れをすることができる旨の定めがないことと、貸し付けに係る資産の取得に要した費用の額および付随費用の額(利子または保険料の額を含む)の合計額のうち当該契約期間中に支払われる当該資産の貸し付けの対価の額の合計額の占める割合が100分の90以上であるように当該契約において定められていること。

通信販売等の
税率等に関する
経過措置

最近、インターネットでの商

等がこの経過措置の適用を受けたものであることを書面で通知することとされています。上記の内容を要約しますと、平成8年10月1日から「指定日」(平成25年10月1日)の前日までにされた契約で、施行日以後に行う資産の貸し付けは、継続して旧税率(5%)が適用されます。

また「指定日」(平成25年10月1日)以後にした契約はどうなるのかと言えば、平成26年3月31日までの分は5%、施行日(平成26年4月1日)以後の分は8%の税率になります。事務所等を課税事業者から賃借している場合は、この取り扱いになります。

では、自動継続条項のある賃貸契約の取り扱いについてですが、一般的なテナント賃貸契約(2年更新)を例にあげますと、「指定日」(平成25年10月1日)の前日までに更新した契約は、その契約期間満了までの2年間は、施行日が過ぎても税率5%が適用されます。

「指定日」(平成25年10月1日)以後に契約した賃貸契約は、施行日(平成26年4月1日)の前日までの分は税率5%が適用され、施行日(平成26年4月1日)以後の分は、税率8%が適用されます。

品購入が増えています。続いてはそれらの経過措置の適用について説明します。

いわゆる通信販売の方法により商品を販売する事業者が、指定日前にその販売価格等の条件を提示し、または提示する準備を完了した場合、施行日前に申し込みを受け、提示した条件に従って施行日以後に商品を販売するときは、その商品の販売については旧税率が適用されます。

ここでいう「不特定かつ多数の者に販売条件を提示すること」とは、一般に、新聞、テレビ、チラシ、カタログ、インターネット等の媒体を通じて購読者または視聴者等に対して販売条件を提示することをいいますから、例えば、○○頒布会、○○友の会と称する会で、相当数の会員で構成され、かつ会員数が固定的でないような会が会員を対象としてこれらの媒体を通じて販売条件を提示するような場合はこれに該当しますが、訪問面談により販売条件を提示することはこれに含まれません。

商品カタログを配布し通信販売を行っている場合は、上記に該当する場合もあると思います。日々販売商品の入れ替えを行っているインターネット販売のような場合は、施行日(平成26年4月1日)以前に出荷したものは旧税率5%で、施行日(平成26年4月1日)以後に出荷したものについては新税率8%になると思います(売上の計上基準が出荷基準の場合)。

会計ソフト、
レジスター等に
対する実務対応

会計ソフト

会計ソフトのなかには、どのような消費税率にも対応しているソフトがあるようですが、一部の会計ソフトは、バージョンアップ等をしないと、平成26年4月1日以後の新消費税率に対応できないようです。

各会計ソフトメーカーの増税後の消費税率に対応する方法としては、仕訳の入力日付から26年3月31日以前は5%、26年4月1日以後は8%で処理するように設計されているのがほとんどです。

その場合、26年4月1日以後の取引で、経過措置の適用があり、本来は5%で課税されるべき取引が、ソフトの日付からの自動判断により8%で処理されてしまうような取引が発生します。

自社で会計処理を行い、仕訳入力をしている会社の担当者、特に十分な注意と経過措置に対する理解が必要です。

ただし、一部の会計ソフトは、請負工事などの経過措置にも対応し、前にお話しした「指定日」(平成25年10月1日)に基づいた税率判定ができるようになっているものも有るようです。また、出力帳票や管理帳票に税率を表示し、チェック作業がスムーズに行えるようになっているソフトもあるようです。

レジスター等

大型店舗等のレジスターは、小型のパソコンのようなもので、サーバー(すべての端末コンピュータ(レジスター)と接続し、端末コンピュータ(レジスター)のプログラム等も自動で差し替えられるようになってい

る)に入っているプログラムを入れ替えるだけで、平成26年4月1日以後は新税率に対応できると思います。

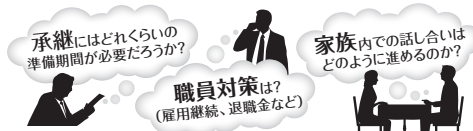
しかし、単独設置のレジスターは、1台ごとに新プログラムの入れ替えを行わなければならない、税率変更に対応しているレジスターでも、設定の変更の作業が必要になります。

さらに、新税率移行にもなつて、税込み価額をキリのいい10円単位にするような場合は、扱い商品の商品数によっては、その単価変更に多大な労力を要することになります。

商品の価額表示ラベル等

商品に付いている価額表示ラベルの変更が一番大変な作業ではないでしょうか。大型店舗でしたら、サーバーのデータベースからラベルを自動作成できるシステムを持っていると思いますが、中小企業では大変です。

商品陳列棚ごとに、価額表示している場合はまだよいとして、衣料品等の商品ごとに価額表示をしている場合はさらに作業量は増大します。価格表示に関して、平成27年10月1日から消費税率が10%になることも踏まえ、現在の総額表示の法規制を緩和し、平成29年3月31日までは以下のような表示も認められております。



承継にはどれくらいの準備期間が必要だろうか?

家族内での話し合いはどのように進めるのか?

職員対策は? (雇用継続、退職金など)

『まだ必要ない』とお考えの先生、

“当社の事例をもとに
事前の対策を立ててみませんか?”

税理士事務所事業承継支援サービス
事前対策
コンサルティング
ご案内

90件を超える案件をまとめた実績から最適な事業承継プランをご提案します

【相談無料】お気軽にご連絡ください。担当者が直接対応いたします【秘密厳守】

お問合せ先

エヌピー通信社 事業承継支援室

直通無料電話(平日9:00~18:00) ☎0120-800-058

直通無料FAX(24時間受付)

☎0120-613-336

e-mail(24時間受付)

e-syoukei@np-net.co.jp

53000円+税
あるいは
5300円(税抜)

商品の価額表示に関して詳しく知りたい方は、「消費税の円滑かつ適正な転嫁の確保のための消費税の転嫁を阻害する行為の是正等に関する特別措置法」(略称:消費税転嫁対策特別措置法)という法律があり、前に紹介した国税庁のホームページに「総額表示義務の特例措置に関する事例集」として公開されているので参考にしていただけます。

会計ソフト、レジスター、商品ラベルのいずれにしても、企業にとっては余分な出費や労力の負担が出てきます。お客様や取引先とトラブルや混乱が起きないよう十分な事前準備が必要かと思えます。

(おわり)